

重度の肝硬変の方への支援制度

重症度を判断する基準が、最近、緩和されています。ぜひ、ご利用ください。

障害年金

※平成26年6月1日に制度改正。

障害年金のイメージ

国民年金・厚生年金（共済年金含む）からは、「肝疾患による障害」の程度に応じた年金を受けられることがあります（原則として65才未満）。

まずは医療機関のソーシャルワーカーや社会保険労務士など専門家ににご相談ください（申請先は年金事務所）。

奈良年金事務所 ☎0742-35-1372 FAX0742-35-0638
 桜井年金事務所 ☎0744-42-0033 FAX0744-42-0038
 大和高田年金事務所 ☎0745-22-3531 FAX0745-22-8638



身体障害者手帳

※平成28年4月1日に改正。

「肝機能障害」の程度に応じて、介護や医療費・交通費の割引制度など、自治体等からのサービスが受けられます。支援の内容や手続きについては、医療機関の相談窓口やお住まいの市町村の障害福祉担当窓口にご相談ください。

奈良県 福祉医療部 障害福祉課 社会参加促進係
 ☎0742-27-8517 FAX0742-22-1814



治療などについて、患者さんの相談できるところ

患者会 奈良県肝疾患診療連携拠点病院
 奈良肝臓友の会 ☎090-2199-0342
 (福井謙一) 奈良県立医科大学附属病院内
 奈良県肝疾患相談センター ☎0744-22-1380 (FAX同1)



相談受付日時 火・木・金曜日 10:00~12:00、14:00~16:00

発行・お問い合わせ

全国B型肝炎訴訟大阪原告団 〒556-0011 大阪府大阪市浪速区難波中1-10-4 南海野村ビル5階 ☎06-6647-0300
 紹介しているのは2019(令和元)年5月1日現在の内容です。

ウイルス性肝炎 患者役立つ制度

ウイルス性肝炎は専門医による治療・検査を続けることが大切です。その費用を補助する制度をご紹介します。



ご存じですか?

肝がん・重度肝硬変患者むけの入院医療費の助成が始まりました!

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 対象は、①B型C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変で②世帯の合計年収がおおむね370万円未満、③研究に協力するという3つの条件を満たす方です。肝がん・重度肝硬変の入院関係医療費の自己負担額が1年で4カ月以上「高額療養費」の限度額をこえるとき、4カ月目からの自己負担額が月1万円に減額されます。詳しくは県庁の担当課におたずねください。

奈良県 福祉医療部 医療政策局 疾病対策課 感染症係 担当課 ☎0742-27-8612

